

## 私たちが頑張っています!



いわみ地方有機野菜の会  
認定の種類：有機農産物

### 日々野菜と向き合っ

農薬や化学肥料を使用することなく、美味しくて栄養価の高い野菜を生産するためには土壌の管理がとても重要です。日々野菜と向き合いながら、仲間と力をあわせて頑張っています。



農業生産法人黒富士農場  
認定の種類：有機畜産物

### 卵本来の味わいを

有機畜産物の認定は、飼料の確保をはじめ時間もコストもかかり苦労もありますが、消費者の方には卵本来の味わいを楽しんでほしいと思います。



光食品株式会社  
認定の種類：有機加工食品

### 自社農園でも有機栽培

工場から排出する野菜くずなどを堆肥化し、その肥料を自社農園に返して有機栽培を行っています。収穫物を使用してソースやジュースを製造しています。

## 有機JAS制度についてのお問い合わせ先

農林水産省 消費・安全局 表示・規格課 ホームページアドレス (有機食品の検査認証制度)	〒100-8950 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1 有機食品制度班 <a href="http://www.maff.go.jp/">http://www.maff.go.jp/</a> <a href="http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yyuuki.html">http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yyuuki.html</a>	TEL 03-3502-8111 (代) TEL 03-6744-2098
東北農政局 消費・安全部 表示・規格課	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎	TEL 022-263-1111 (代)
関東農政局 消費・安全部 表示・規格課	〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎二号館	TEL 048-600-0600 (代)
北陸農政局 消費・安全部 表示・規格課	〒920-8566 石川県金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎	TEL 076-263-2161 (代)
東海農政局 消費・安全部 表示・規格課	〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2	TEL 052-201-7271 (代)
近畿農政局 消費・安全部 表示・規格課	〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通り 下長者町下ル	TEL 075-451-9161 (代)
中国四国農政局 消費・安全部 表示・規格課	〒700-8532 岡山県岡山市下石井1-4-1 岡山第二合同庁舎	TEL 086-224-4511 (代)
九州農政局 消費・安全部 表示・規格課	〒860-8527 熊本県熊本市春日2-10-1 熊本地方合同庁舎	TEL 096-211-9111 (代)
北海道農政事務所 消費・安全部 表示・規格課	〒060-0004 北海道札幌市中央区北4条西17丁目 19-6	TEL 011-642-5490
沖縄総合事務局 農林水産部 消費・安全課	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第二地方合同庁舎二号館8F	TEL 098-866-1672
独立行政法人農林水産消費安全技術センター		
本部	〒330-9731 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎検査棟	TEL 048-600-2366
横浜事務所	〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎	TEL 045-201-7433
札幌センター	〒001-0010 北海道札幌市北区北十条西4-1-13 道新北ビル	TEL 011-708-5969
仙台センター	〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第三合同庁舎	TEL 022-293-3931
名古屋センター	〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2 名古屋農林総合庁舎二号館	TEL 052-232-2029
神戸センター	〒650-0047 兵庫県神戸市中央区港島南町1-3-7	TEL 078-304-7423
福岡センター 門司事務所	〒801-0841 福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10 門司港湾合同庁舎	TEL 093-321-2663
ホームページアドレス	<a href="http://www.famic.go.jp/">http://www.famic.go.jp/</a>	



生き物にやさしい日本を残したい

# 有機食品

Organic Food

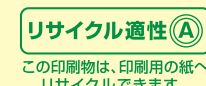
っていいね!



有機JASマークは太陽と雲(雨)が植物をはぐくむことをイメージしています。



農林水産省



# 選んで安心！有機JASマーク

## \* 有機農産物とは \*

農業の自然循環機能の維持増進を図るため、以下の方法で生産された農産物

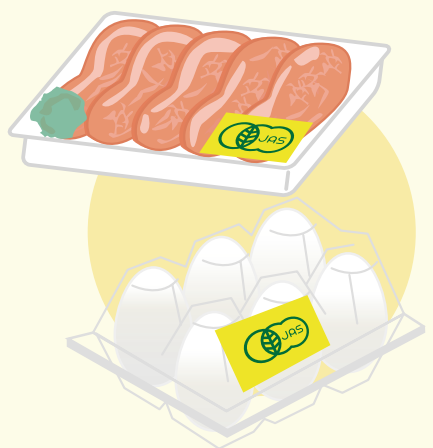
- たい肥等で土作りを行い、種まき又は植え付けの前2年以上、禁止された農薬や化学肥料を使用しない
- 土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させる
- 農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減
- 遺伝子組換え技術を使用しない



## \* 有機畜産物とは \*

農業の自然循環機能の維持増進を図るため、以下の方法で生産された畜産物

- 環境への負荷をできる限り低減して生産された飼料を与える
- 動物用医薬品の使用を避ける
- 動物の生理学的、行動学的要求に配慮して育てた家畜、家きんから生産する



## \* 有機加工食品とは \*

原材料の有機の特性を製造又は加工の過程で保持するため、以下の方法で生産された加工食品

- 物理的又は生物の機能を利用した加工方法を用いる
- 化学的に合成された食品添加物及び薬剤の使用を避ける
- 原材料は、水と食塩を除いて、95%以上が有機農産物・有機畜産物・有機加工食品



# 有機JASマークのお話



## 認定機関名

- 有機JASマークは、太陽と雲と植物をイメージしたマークです。
- 農薬や化学肥料などの化学物質に頼らないで、自然界の力で生産された食品を表しており、農産物や畜産物のほか、これらを原料とした加工食品にも付けられています。

日本では、これまで有機食品についての統一の基準が決められていなかったため、様々な方法で生産されたものが「有機」食品として流通していました。このため、消費者は商品を選ぶときに何を基に選べばよいか混乱していました。

そこで、平成11年に改正されたJAS法に基づき、有機農産物と有機農産物加工食品のJAS規格が定められ、そこで示されたルールを守って生産され、有機JASマークが付された食品にだけ、「有機」や「オーガニック」と袋や箱に表示できるようにしました。

なお、有機JASマークや「有機」、「オーガニック」の表示を付けるには、公平な第三者である登録認定機関の認定を受ける必要があります。

# 紛らわしい表示はダメ

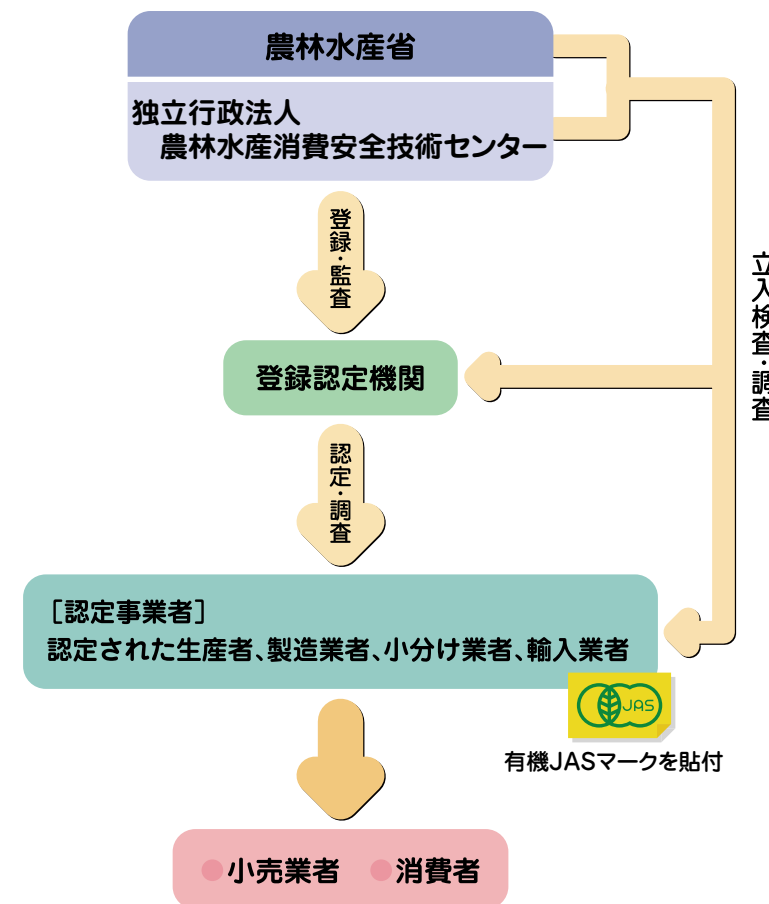
- 「有機JASマーク」がない農産物に
  - ①「有機〇〇」、「オーガニック△△」などの名称の表示
  - ②①と紛らわしい表示を付すことは法律で禁止されています。

- これに違反した場合は、①、②の表示を除去・抹消しなければなりません。（農林水産大臣の命令）

- 農林水産大臣の命令に違反した場合は、50万円以下の罰金が課せられます。



# 有機JAS制度のしくみ



## 監視体制

- 登録認定機関は、認定事業者が基準に適合しているか、格付や表示が適正に行われているかどうかを、定期的に調査しています。
- 農林水産省及び(独)農林水産消費安全技術センターは、認定事業者に対し、立入検査・調査、市販品の買い上げ調査を行います。

# 有機食品の検査と認定

認定を受けて有機食品を生産する事業者は、国が定めたルールを守って野菜を作ったり、牛を育てたりしています。このように、きちんとルールを決めておかないと、AさんとBさんで有機食品を生産する方法が違ったら、消費者が商品を選ぶときに混乱するからです。

また、このルールを守っているかどうかについて生産者を検査し、きちんと守っている生産者を認定するのが登録認定機関です。登録認定機関の検査員は、生産者の農場に行って状況を確認したり、農薬や肥料などの買い付けの記録を確認したりして詳細な検査を行っています。



登録認定機関の検査員による実地検査